

かめおか元気企業支援助成のご案内

亀岡商工会議所では、亀岡市の「かめおか元気企業支援助成制度」を活用し、新製品・新技術の開発や販路開拓等に取り組む中小事業者を支援します。



募集期間 5月7日（火）～6月7日（金）

※ 助成対象事業の決定は6月下旬を予定しています。

助成対象期間は**6月下旬（予定）～令和2年3月13日（金）**

※ 応募状況により、追加募集を行う場合があります。

○新製品・新技術開発事業

【対象者】 亀岡市内に事業所を有する
中小企業者

【対象事業】 亀岡市内ものづくり産業の
振興のための新製品・新技
術の開発事業（試作品開発
を含む）

【対象経費】 原材料費、外注加工費、委託
費及び謝金（外注加工費及び
委託費の占める割合は対象経
費の1/2以内）

【助成額】 助成対象経費の2/3以内
限度額：単独開発 80万円
共同開発 120万円



○販路開拓事業

【対象者】 亀岡市内に事業所を有する
中小企業者

【対象事業】 亀岡市内ものづくり産業の
振興のための販路拡大に向
けた取組

【対象経費】 展示会等の出展費
（小間料、装飾料、広告宣伝費等）
試作品・サンプル品の作成費
（原材料費、外注加工費、委託費等）
※外注加工費及び委託費の占める割合
は対象経費の1/2以内

【助成額】 助成対象経費の2/3以内
限度額：25万円
但し、海外への出展
の場合 40万円

○企業内グループ活動事業

【対象者】 亀岡市内に事業所を有する中小企業者

【対象事業】 亀岡市内ものづくり産業の振興のための、
企業の職場内の問題解決や活性化等を研究
する企業内のグループ活動事業

【対象経費】 グループ活動に直接要する経費

【助成額】 定額：2万円



○対象事業者

本制度の対象事業者は、次の①～③のいずれかに該当する製造業等の事業者（主たる事業として製造業を営む場合のほか、製造業を兼業する場合を含みます）で、表頁記載の【対象事業】を行う事業者です。



- ① 亀岡市内に事業所を有する中小企業者
- ② 亀岡市内に事業所を有する中小企業者で構成される任意のグループ
- ③ 亀岡市内に事業所を有する中小企業者が参加する農商工観連携に取り組むグループ

※中小企業者とは「中小企業基本法」第2条第1項に規定する会社及び個人で、①資本金基準、②従業員基準のいずれか一つの基準を満たす事業者です。

主たる事業として営む業種	①資本金基準（資本金の額または出資総額）	②従業員基準（常時使用する従業員数）
製造業の場合	3億円以下	300人以下
製造業以外	1億円以下	100人以下
卸売業の場合	5千万円以下	50人以下
小売業の場合	5千万円以下	100人以下
サービス業の場合	3億円以下	300人以下
その他の場合		

※注1：常時使用する従業員には事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※注2：役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員が実質的に関与している等の事業者は除きます。

○申請及び受付方法

申請は本助成金募集要領に基づき下記の書類を亀岡商工会議所に提出してください。申請内容を審査し、適正であると認められたときは受付を行います。

一つの企業は、本助成金について一つの申請（企業内グループ活動事業との重複は可能）をできます。また、一つの企業は、同じ事業区分（表頁記載の3事業区分）について3回を超えて本助成金をご利用できません。

本助成金の詳細については亀岡商工会議所にご相談ください。

□申請に必要な書類

- ・ 交付申請書
- ・ 最近1期分の決算書
- ・ 市税完納証明書



※本助成金募集要領、交付申請書の様式は亀岡商工会議所の窓口で配布します。

※助成金の交付を決定したときは、当所より文書にて申請者へ通知を行います。

○お問い合わせ先



亀岡商工会議所

〒621-0806 京都府亀岡市余部町宝久保1番地の1
ガレリアかめおか内

TEL：0771-22-0053（代表）

FAX：0771-25-1200 Email：info@kameokacci.or.jp